

## 『中央分団 自然災害・気象災害の対応』

2020.4.1 改正 分団長 鶴野博之

### はじめに

基本、台風などの気象災害対応（団庫待機含む）は「**全て各部（現場）の判断に委ねます。**」

気象災害では天候変化に気を配り、先ずは団員の安全を優先に考え、活動の可否を冷静に判断して下さい。なぜなら、匝瑳市消防団では自然・気象災害に対しての訓練・教育を行っていません。当然、救命救助のノウハウもありません。そもそも自身の身を守る装備さえ支給されていないことを忘れずに！

**災害活動・救助を行うには、知識と訓練が必要です。消防団員だから…と無謀な行動はしないこと。**

### 【中央分団として災害発生前に行うべき活動の一例】

◆台風接近に伴い、必ず事前に下記の点検を済ませること。※報告をすること。

消防車両の点検に加え、燃料チェック・発電機の燃料・無線機・投光機やライト等の点検を行うこと。

尚、4部車両は断水に備えタンク水もチャックすること。※団庫の備蓄品（飲料水）等のチェックも！

◆避難指示や注意喚起などの広報活動は、台風上陸の前日・12時間前までに済ませること。

### 【中央分団として災害発生後に行うべき活動の一例】

◆中央分団無線もしくはLINEにて管轄地区内の被害状況を分団役員へ報告すること。

◆消防車両による町内巡回、安否確認と広報活動（情報提供）

◆必要に応じて交通整理や通行止めの告知を行う。（冠水、倒壊、倒木、倒壊家屋による進入禁止など）

◆町内役員と連携し救助活動（ケガ人の有無・独居老人の安否確認・支援物資の配給など）

◆災害復旧活動が長時間におよぶことを想定し、部長は団員の健康を考慮し交代制を実施すること。

### 【警報が発令された場合】

#### 部長・班長の対応

市役所や団本部からの指示に従い対応する。※但し、上記に記載通り「活動の実施は部長判断に任せます」

① 家族の安全を確保し、自分自身を守る装備をし、さらに状況を把握した上で団員としての活動を行う。

② 部長・班長の判断により、地域の巡回や団庫待機等の警備に務める。

③ 活動中（巡回・団庫待機中）は、必ず中央分団無線・LINEで分団役員と随時連絡を取ること。

### 【特別警報が発令された場合】 平成25年8月30日に「特別警報」の運用開始

「特別警報」が発表されたら、【ただちに命を守る行動をとってください。】

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

#### 部長・班長の対応

特別警報発令中であっても災害要請は通達されますが上記に記載通り「活動の実施は部長判断に任せます」

① 家族の安全を確保し、自分自身を守る装備をし、さらに状況を把握した上で団員としての活動を行う。

② 活動は主に広報活動や市民の避難所への誘導等を行います。

③ 活動中（巡回・団庫待機中）は、必ず中央分団無線・LINEで分団役員と随時連絡を取ること。